

幹事保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

TOKAIの

高校生総合補償制度

(傷害総合保険+自転車総合保険)

自転車総合補償制度

(自転車総合保険)

保険料が割安になっています。

団体割引**10%**

※上記割引率はご加入人数が100名から499名の場合です。

のご案内

3年間の補償です

個人賠償責任補償

(高校生総合補償制度の場合)

安心の示談交渉サービス付
(国内事故のみ)

日常生活における賠償事故を

最大 **3億円** まで補償

● 実際の事例

賠償金額

9,521 万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)



傷害補償

(高校生総合補償制度の場合)

生徒ご本人のケガの補償を

地震・噴火 または これらによる 津波
天災危険補償特約

熱 中 症
熱中症危険補償特約

ノロウイルスなど
細菌性食中毒および
ウイルス性食中毒補償特約

でワイドにカバー

申 込 日 2019年4月5日(金)

午前9:30~午前11:30

申 込 場 所 清水テルサ 7階 小会議室B
(エレベーターホール正面)

保 険 期 間 2019年4月5日午後4時から3年間

高校生総合補償制度・自転車総合補償制度
「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」
についてはこちらをご確認ください。



TOKAI保険事業部ホームページ
http://www.hoken-tokai.com/tokai_gakusou/

傷害総合保険

365日24時間ケガや賠償責任を補償します。

生徒ご本人と同居の親族の 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。国外事故も対象となります。

◆たとえば…こんな場合に◆

●自転車運転中に他人とぶつかりケガを負わせた。

●サッカーで遊んでいて他人にケガを負わせた。

日常生活における賠償事故を最大3億円まで補償

※右記事例でも事故状況等により損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。



生徒ご本人の 傷害補償

学校内はもちろん、日常生活や旅行中でも、24時間、生徒ご本人がケガをされた場合に保険金をお支払いします。しかも、国外でのケガも対象となります。

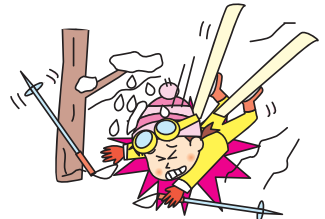
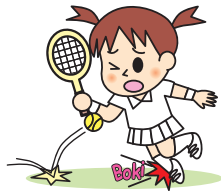
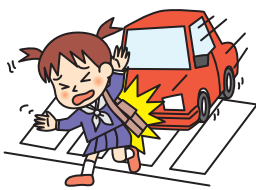
◆たとえば…こんな場合に◆

●登校中に車にはねられケガをした。

●テニス部の練習中に骨折して入院した。

●学習塾の帰りに自転車で転んでケガをした。

●スキー場で転んでケガをした。



天災危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガを補償します。



●地震によるケガ



●噴火によるケガ



●津波によるケガ

熱中症危険補償特約

日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

●熱中症で倒れた。



細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

●ノロウイルスにより食中毒になった。



自転車総合保険

自転車に関するケガや賠償責任を補償します。

生徒ご本人と同居の親族の

賠償責任補償

示談交渉サービス付
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族が、自転車を運転中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、日本国内の事故にかぎります。

生徒ご本人の 傷害補償

生徒が自転車(所有者を問いません)を運転中に転倒や衝突などによってケガを被った場合または、生徒が歩行中に、走行中の自転車と接触・衝突してケガを被った場合に保険金をお支払いします。通学途上でなくても対象になります。ただし、日本国内の事故にかぎります。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額と払込みいただく保険料

(保険期間3年、傷害総合保険は職種級別A級、団体割引10%)

加入プラン		A型	B型	C型	D型	
		高校生総合補償制度				自転車総合補償制度
保険種類		傷害総合保険 自転車総合保険	傷害総合保険 自転車総合保険	傷害総合保険 自転車総合保険	自転車総合保険	
保険料(3年間分)		30,000円	20,000円	15,000円	5,000円	
個人賠償責任保険金額 <small>※注2</small>		自転車による事故・日常全般の事故 3億円				自転車による事故 3億円 <small>※注2</small>
		示談交渉サービス付(国内事故のみ)				
自転車によるケガ <small>※注1</small> (傷害総合保険+自転車総合保険)	入院保険金日額	15,000円	12,000円	10,000円	5,000円	
	手術保険金	入院中の手術 30,000円 外来の手術 15,000円	入院中の手術 15,000円 外来の手術 7,500円	入院中の手術 10,000円 外来の手術 5,000円	—	
	通院保険金日額	10,000円	8,500円	7,000円	3,000円	
	死亡・後遺障害保険金額	323.3万円	215.2万円	163.8万円	108.6万円	
日常全般のケガ (傷害総合保険)	入院保険金日額	3,000円	1,500円	1,000円	—	
	手術保険金	入院中の手術 30,000円 外来の手術 15,000円	入院中の手術 15,000円 外来の手術 7,500円	入院中の手術 10,000円 外来の手術 5,000円	—	
	通院保険金日額	1,500円	750円	500円	—	
	死亡・後遺障害保険金額	45.8万円	37.7万円	7.0万円	—	
天災危険補償特約		地震・噴火またはこれらによる津波 によるケガを補償します。				—
熱中症危険補償特約		日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。				—
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。				—

※注1 自転車による事故の場合は「傷害総合保険」(国内外補償)と「自転車総合保険」(国内のみ補償)の補償内容を合算しております。

※注2 「自転車総合保険」の場合は「賠償責任保険金額」です。日本国内のみ、お支払対象となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

〔加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容を
お伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。〕

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	静岡県立清水西高等学校
保険期間	2019年4月5日午後4時から2022年3月31日午後4時まで3年間となります。
申込締切日	2019年4月5日 午前11:30
引受条件(保険金額等)、 保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	静岡県立清水西高等学校の生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。
被保険者	静岡県立清水西高等学校の生徒(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」かつ「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎります。 * 加入した方のみが保険の対象となります。
お支払方法	専用の受付窓口でのお支払いとなります。お手続き時に保険料を一括してお支払いください。
お手続き方法	添付の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご提出ください。 ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は随時、受付をしています。 保険料等、詳細はご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
その他ご注意	保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

(株) TOKAI 保険事業部

〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-6-8

TEL 0120-239-237

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

幹事保険会社

損害保険ジャパン日本興亜(株) 静岡法人営業部 静岡法人支社

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア

TEL 054-254-2411

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■ 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間：24時間365日) ※ おかけ間違いにご注意ください。

- ※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ※ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。